

# Accounting SQUARE

## 保険監督規制と会計 基準～2つの国際化 と損害保険業界～

一般社団法人日本損害保険協会  
会長

さくらだ けんご  
櫻田 謙悟



### 1. はじめにー損害保険の社会的役割ー

損害保険は、社会の安定と経済の発展を支え、安心かつ安全な社会の形成と日本経済の持続的な成長に貢献するという社会的役割を担っている。損害保険業界は、近年、世界各地で大規模な自然災害が発生するなかで、従来の保険商品の提供に加え、減災や防災を目的とした様々なリスクコンサルティングサービスの提供などを通じ、レジリエンス（耐力）の強い社会作りにも貢献したいと考えている。また、超高齢社会において、高齢者の生活の質の向上を後押しする新たな技術革新や新産業の発展に資する保険商品やサービスの提供に取り組んでいく必要がある。このような新たな課題への対応を、ICTなどの最新の技術を活用しながら、着実に前進させるべく取り組んでいく所存である。

損害保険会社がこのような社会的役割を果たしていくためには、健全かつ安定的な財務基盤の確保が前提となることから、各国の保険監督当局は、保険会社に対して様々な規制（保険監督規制）を策定し監督を行っているが、近年、その保険監督規制を国際的に取れんさせる検討が進んでいる。一方、会計の領域においても、

国際財務報告基準（IFRS）第4号「保険契約」（フェーズ2）の最終基準化が、いよいよ近づいている。保険監督規制、特に資本規制に関しては、そのベースに財務数値を置いていることから、保険監督規制と会計基準とは、お互いに非常に密接な関係がある。そこで、本稿では、まず、損害保険業界を取り巻く保険監督規制の動きを概観することから始めたい。

### 2. 国内外での資本規制の最新動向

#### (1) 保険監督規制の国際的な取れん

保険監督規制の国際的な取れんに向けた動きは、2008年の金融危機以降活発になってきている。この金融危機を経て、一つの金融機関の経営危機が世界の金融システムに影響を与えることが明らかになった。保険業界においては、AIGが経営危機に陥ったが、保険会社の国際化や多角化の流れが進み、保険会社グループの組織が拡大・複雑化したことがその背景としてあり、これをきっかけとして、それまであまり議論されていなかった保険会社の破たんが国際的な金融危機につながる可能性に対して目が向けられることとなった。

この金融危機を受けて、2009年に金融安定化フォーラム（FSF）を強化・拡大する形で金融安定理事会（FSB）が生まれた。FSBは、「大きすぎてつぶせない（Too big to fail）」という問題が二度と起きないように、G-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）の規制を策定した。その後、FSBは保険監督者国際機構（IAIS）と協力して、G-SIIs（グローバルなシステム上重要な保険会社）の指定および追加規制のルール作りに取り組み、2013年7月に9つのG-SIIsのリストと追加規制を発表した。なお、G-SIIs向けのグループ資本基準の具体的内容などは現在検討中であり、規制が実際に適用されるのは2019年の予定である。

IAISは、これと並行して、コムフレームという国際的に活動する保険会社グループ（IAIG）の監督の共通枠組みの策定を行っている。コムフレームでは、グループ資本基準の策定、グループガバナンス、ERMや各国の監督協力の枠組みなどが検討されている。

以上の状況を総括すると、将来的な保険会社の国際規制は、既に導入されている「保険基本原則（ICP）」、「コムフレーム」、「G-SIIs向けの規制」という三階建ての枠組みとなる予定で

ある。

## (2) 国内の資本規制の動向

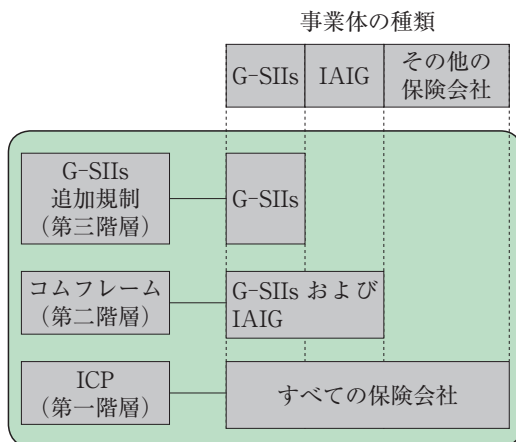
以上の国際的な動きと並行して、我が国でも2012年に連結資本規制が導入され、今後、経済価値ベースでの資本規制の導入が予定されている。これらの内容は、ヨーロッパのソルベンシーIIの考え方などと整合的であり、国際的な潮流に沿った見直しといえる。

現在の我が国の資本規制では、ロックイン方式の負債評価とリスクファクター方式のリスク評価が行われている。ロックイン方式はいわば原価法であり、保険料設定時の前提条件がそのまま用いられるため、計算が容易であるという利点があるが、資産が時価評価されている一方、負債評価には経済情勢の変化が反映されないため、保険会社の経営実態が正確に反映されないという問題がある。実際に、1997年から2001年の間にソルベンシー基準を満たしていたにもかかわらず生損保合わせて9社が経営破たんしたこともあり、経済価値ベースの資本規制の導入は、会社の経営実態をより正確に反映させるために必要な改定と考えられている。

## (3) 保険監督規制の国際的な取れんの有益性と課題、IFRSへの期待

現在、海外にグループ子会社を展開している我が国の保険会社においては、それぞれの海外子会社が国ごとに別個の保険監督規制対応を行っているが、保険監督規制の国際的な取れんが進めば、グループ全体の規制対応の効率化につながるため、損保業界にとって有益な話となりえる。また、国ごとに監督方針や資本規制に差があると、親会社の所在地により資本調達コストが違い、競争力に差が生じる可能性がある。保険監督規制の国際的な取れんは、レベルプレイングフィールド（公平な競争条件）を確立し、公平な競争を促進するという観点でも、

国際規制と対象となる事業体の種類



有益であるといえる。

しかしながら、保険監督規制の国際的な取れんの議論において、会計制度、自然災害リスクの大きさ、訴訟の仕組みや賠償に対する考え方など、各国の保険監督規制がよって立つ土台の違いが障害となっている。かかる状況の中で、各国の資本規制の基盤となる会計基準を取れんさせていくことは、保険監督規制を国際的に取れんさせていく上で、特に重要なことだと考えている。異なる基盤の上に共通の建物を建てることは難しいからである。責任準備金の取扱いについては別途の考察が必要であるが、全体的には、会計基準の取れんに向けて、IFRSの適用の拡大は解決のための有力な選択肢であると考えられる。

### 3. 損害保険業界のIFRSへの取組み

保険監督規制の取れん、とりわけ定量的で国際的に統一された資本基準の導入という動きと軌を一にして、財務情報の国際的な比較可能性の確保に向けて、我が国の損保業界においてもIFRSの適用に向けた様々な検討が進められている。

保険業界にとって最も影響の大きい会計基準のひとつであるIFRS第4号「保険契約」については、永年にわたり検討が続けられてきたが、日本損害保険協会（損保協会）は、公開草案（2010年）、再公開草案（2013年）に対する意見表明や、国際会計基準審議会（IASB）のアウトリーチ活動での直接対話などを通じて、最終基準化に向けて積極的に関与してきている。IASBでの検討は、2013年6月の再公開草案公表後、そこに寄せられた様々な意見に対する分析やIASBでの討議の結果を経た部分的な暫定決定など、最終基準化に向けて急ピッチで作業が進められていると認識している。

IFRS第4号では、保険期間が短い契約の保険負債の評価に適用可能な簡易な方法（プレミアム・アロケーションアプローチ；PAA）が、2010年の公開草案の段階で提唱されており、保険期間1年の契約を多く保有する損害保険業界にとっては比較的受け入れやすい内容となっている。とはいえ、我が国の損害保険会社は、積立保険、医療保険、住宅ローン用の火災保険など他国の損害保険会社であまり取り扱われていない長期の商品を取り扱っていることや、グループ内において生命保険事業を有しているケースもあることなどから、損保協会では、2013年度の再公開草案の主要な論点について最終的にどのような内容で基準化されていくのかに強い関心を持っているところである。

なかでも、保険期間が長期となる契約の保険負債評価（ビルディング・ブロックアプローチ；BBA）において、その一部を構成する“契約上のサービスマージン”（その契約から将来生じると考えられる未稼得の将来利益を保険負債に計上したもの）については、事後的調整（アンロック）が必要となるなど、非常に複雑なものとなっている。その複雑さ故に、作成者の実務的負担やシステム対応コストが増加するだけでなく、財務諸表の利用者の利便性向上に必ずしも寄与しないと考えており、損保協会では、再公開草案への意見書提出や、その後のIASBとの対話を通して懸念を表明するとともに、より判りやすく実務的な負担とコストを軽減できるような様々な提案を行っている。今後も最終基準化までの間、さらに働きかけを続けていきたいと考えている。

一方、IFRS第4号が最終基準化に向かうなか、自動車損害賠償責任保険、地震保険といった我が国独自の保険商品の取扱いも課題となっている。これらの保険商品は、我が国独特の制度の中で育まれてきたもので、それぞれの根拠法（自動車損害賠償保障法、地震保険に関する

法律)に従い、取扱保険会社全社において損益が発生しない、いわゆる“ノーロス・ノープロフィット”となっているなど、会計上の取扱いが他の保険商品と異なっている。当然のことながら、国際共通の基準であるIFRS第4号には、このような我が国独自商品に配慮した記載はないため、我が国固有の論点として検討を進めていくことが必要である。既にIASBとの間で協議を行ってきているが、今後もこれを継続しながらIFRS第14号「規制繰延勘定(Regulatory Deferral Accounts)」適用の可否なども視野に入れながら、最適な会計処理を見出していく必要があると考えている。

#### 4. 損害保険業界でのIFRSの適用に向けて

IFRS任意適用の推進については、企業会計基準委員会(ASBJ)による修正国際基準(JMIS)の公開草案の公表やIFRSを適用した場合における単体開示の簡素化など、平成25年6月20日に企業会計審議会から公表された「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」に基づき、具体的な動きが進められている。これらによって、我が国においても、一般事業会社がIFRSを適用しやすくなる環境整備が図られている。

我が国の損害保険会社は、海外へ進出する日本企業に保険カバーを提供することを主たる目的として、海外の多くの地域で事業を展開してきた歴史がある。それに加えて近年では、海外の保険会社の経営権を取得して一層の海外展開を図る会社も増えつつあり、必然的に、損害保険会社も会計基準の国際化とは無縁ではられない状況にある。海外子会社を含むグループ全体で国際的に統一された会計基準をベースに共通のモノサシを設けることは、損害保険会社グループの国際展開における事業効率・資本効率

の向上や業績管理の共通化に資するものと考えられる。

一方、我が国の損害保険会社がIFRSの任意適用に向かっていくためには、IFRSの内容そのものの問題以外にも、導入環境や法制度面で一層の配慮が求められる点がある。それは連結・単体の会計基準の分離により生じる問題への対処である。

保険会社の負債の太宗を占める責任準備金を例にとると、IFRS第4号と現行の日本基準では算出方法が大きく異なっている。なかでも、日本基準で負債(責任準備金)に計上している異常危険準備金がIFRS第4号では計上できないことなどから生じる連結・単体の財務情報の違いにより、利用者に混乱を生じさせることについて強く懸念している。異常危険準備金は、巨大な自然災害が発生した場合等でも各損害保険会社が確実に保険金支払を行えるよう、保険業法上ルール化された制度であり、契約者保護および損害保険会社の中長期的な経営の安定、という点で重要な役割を果たしており、法人税法においても一定の損金算入が認められている。このように、異常危険準備金は、損害保険会社の健全性を示す重要な要素であり、損保協会としては、今後も重要性を訴えていきたい。

以上のとおり、IFRSの任意適用を行わない保険会社の決算や会社法に基づく計算書類では、この異常危険準備金の繰入・取崩が純利益の重要な構成要素となっているため、IFRSを適用した金融商品取引法の連結財務諸表と大きく異なるものとなる。また、複数の決算を同時に実施する実務負担は作成者である保険会社にとっても無視できないものがある。保険会社におけるIFRS任意適用を促進するためには、各種財務諸表の利用目的への適合性や契約者保護といった観点も勘案しながら、各種制度間の調整を図っていく必要がある点を強調しておきたい。

## 5. 最後に

国内保険市場の成熟化とともに、損害保険会社も様々な形で海外に事業を展開するようになってきているなか、国際的な監督規制の枠組みの中で健全な発展を図ることの重要性はいうまでもないが、併せて、国際的にも比較可能な財務情報を提供することの意義も益々、大きくなっていくと思われる。一方、損害保険会社のIFRS適用に向けては、解決すべき課題もあり、関係者が知恵を出し合っていく必要がある。その中で、特に監査法人の方々への期待で本稿を締めくくりたいと思う。

IFRSは所謂、“原則主義”の基準であり、新しい基準を適用するには、実務面での適用や解釈における様々な試行錯誤の過程を避けてとおれないと思われる。特にIFRS第4号の保険負債評価は、従来の日本基準と異なり、将来に係る予測が重要な要素を占める。そして、予測と実績の差異は事後的に財務諸表に影響を与えることから、作成者である保険会社にとっては、いかに妥当な予測を行うかが、また監査法人にとっては、いかに会社の予測の妥当性を監査するかが、IFRS適用により生じる実務上の大きな課題になるとと思われる。作成者である保険会社と監査法人双方に納得感のある、財務諸表の作成プロセスおよび監査のあり方を互いに協力しながら確立していくことが、真に利用者に資する財務諸表の作成につながり、IFRSの適用の促進に繋がるものと確信している。